

管路施設調査工特記仕様書

第1章 総則

1 適用範囲

- (1) 本仕様書は、網走市（以下、当市という。）が管理する下水道管路施設内の調査工（以下「調査」という。）に適用する。
- (2) 図面及び特記仕様書に記載された事項は、本仕様書に優先する。
- (3) 本仕様書、特記仕様書および図面（以下、「設計図書」とい。）に疑義が生じた場合は、当市と受注者との協議により決定する。
- (4) 本業務は、「下水道施設維持管理積算要領-管路施設編-」により施工すること。また、本業務の積算単価は当該要領に基づき作成している。
「下水道施設維持管理積算要領-管路施設編-」に記載のない積算単価は、「下水道管路管理積算要領-2023-」に基づき作成している。

2 成果の所有等

調査に伴って得られた資料及び、成果は当市の所有とする。また、調査の成果等は、当市の承諾なしに公表しないこと。

3 用語の定義

本仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 承諾とは、受注者の発議により、受注者が監督員に報告し、監督員が了解することという
- (2) 協議とは、監督員と受注者が対等の立場で、合議することという。

4 法令等の遵守

- (1) 受注者は、調査を実施するにあたり、労働基準法、下水道法、道路交通法等の法律およびこれに関連する法令・条例・規則などを遵守しなければならない。
- (2) 使用人に対する諸法令等の運用及び適用は、受注者の負担と責任において行うこと。なお、建設業退職金共済組合及び建設労災補償共済制度に伴う運用については、受注者の責任において行うこと。
- (3) 摘要を受ける諸法令に改定等があった場合は、最新のものを使用すること。

5 提出書類

(1) 受注者は、契約締結後、すみやかに次の書類を提出し、承諾を受けた上、調査に着手すること。

- ① 着手届
- ② 現場代理人及び主任技術者届
- ③ 工程表
- ④ 職務分担表
- ⑤ 緊急連絡届
- ⑥ 調査計画書
- ⑦ 酸素欠乏危険作業主任者届

(酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証の写しを添付のこと。)

(2) 提出した書類の内容を変更する必要がある時は、ただちに変更届を提出すること。

(3) 受注者は、着手日からしゅん工日までの期間中の毎月末、調査出来高報告書を監督員に提出すること。

(4) 調査が完了したときは、速やかに次の書類を提出すること。

- ① 完了届
- ② 出来高調書
- ③ 調査記録写真帳
- ④ 完了図書 1 式

(5) CALS/EC (率に含まれる場合)

- ① 当該工事は電子納品対象とする。電子納品にあたっては、網走市電子納品の手引き(案)【委託編】(以下、「手引き【委託編】」という)に基づき、工事監督員と協議の上、電子化の範囲を決定しなければならない。これにより難しい場合には、協議の上、従来の納品とする。
- ② 成果品は、手引き【委託編】に基づいて作成した電子データを電子媒体(CD-R 又は DVD-R)で 1 部提出する。なお、手引き【委託編】の解釈に疑義がある場合は、担当員と協議の上、電子化の是非を決定するものとする。
- ③ 工事完成図書の提出にあたっては、電子成果品事前チェックシート等による確認や目視による確認を行い、ウイルス対策を実施した上で提出するものとする。

※監督員が指定した書類を指定期日までに提出すること。

6 官公署等への手続き

受注者は、契約締結後、すみやかに関係官公署等に、調査に必要な道路使用、交通の制限等の届出、または許可申請を行い、その許可等を受けること。

7 現場体制

- (1) 受注者は、契約締結後、速やかに代理人、及び調査の技術並びに経験を有する主任技術者を定めるとともに、現場に主任技術者を常駐させて、所定の業務に従事させること。
- (2) 管路施設内の調査を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者を定め、現場に常駐させ、所定の業務に従事させること。
- (3) 受注者は、適正な調査の進捗を図るとともに、そのために十分な数の調査員を配置すること。

8 下請負人の届出

- (1) 受注者は、調査の一部を下請負とする場合で、当市が下請負人の届出の提出を求めた時は、着手に先立ち、下請負人使用状況届により、下請負人の名称、下請負の種類、期間、範囲等及び下請負人に対する指導方法等について、届け出ること。作業期間期間中に、下請負人を変更する場合も同様である。
- (2) 調査の実施にあたって、著しく不適当であると認められる下請負人は、交代を命ずることがある。この場合、受注者は、ただちに必要な措置を講じること。

9 地先住民等との協調

- (1) 受注者は、調査を実施するにあたり、必要に応じて地先住民等に調査内容を説明し、理解と協力を得ること。
- (2) 受注者は、地先住民等からの要望、もしくは地先住民等と交渉があった時は、遅滞なく監督員に申し出て、対応について協議すること。地先住民等に対しては、誠意を持って対応し、その結果をすみやかに報告すること。
- (3) 受注者は、いかなる理由があっても、地先住民等から報酬、または手数料等を受け取ってはならない。なお、下請負人及び使用人等についても、上記の行為の内容について、十分監督指導すること。
- (4) 使用人等が前項の行為を行ったときは、受注者がその責任を負うこと。

10 損害賠償及び補償

- (1) 受注者は、下水道施設に損害を与えた時は、ただちに監督員に報告し、対応について協議するとともに、速やかに現状復旧すること。
- (2) 受注者は、調査にあたり、万一、注意義務を怠ったことにより、第三者に被害を与えた時はその復旧及び賠償に全責任を負うこと。

11 工程管理

- (1) 受注者は、あらかじめ提出した工程表に従い、工程管理を適正に行うこと。
- (2) 受注者は、毎月末、調査の出来高報告書により、調査の進捗状況を監督員に報告すること。

1 2 作業記録写真

受注者は、次の各項に従って、調査記録写真を撮影し、作業完了時には、工種ごとに工程順に編集したものを、調査記録写真帳に整理し、完了届に添付して監督員に提出すること。完了届に添付する写真については、監督員との協議のうえ、決定すること。

- (1) テレビカメラなど使用機械による作業状況、酸素及び硫化水素濃度等の測定状況等について写真整理を行うこと。
- (2) 写真には、件名、撮影場所、撮影対象及び、受注者名を明記した黒板を入れて撮影すること。
- (3) 一枚の写真では、作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせること。

第2章 安全管理

1 一般事項

- (1) 受注者は、公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、並びに建設工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分に講ずること。
- (2) 調査中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨、出水、地震等が発生した場合は、ただちに対処できるような対策を講じておくこと。
- (3) 事故防止を図るため、安全管理については、調査計画書に明示し、受注者の責任において実施すること。

2 安全教育

- (1) 受注者は、調査に従事する者に対して、定期的に当該調査に関する安全教育を行い、調査員の安全意識の向上を図ること。
- (2) 受注者は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係る業務について、特別な教育を行うこと。

3 労働災害防止

- (1) 現場の調査環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、調査に従事する者の安全を図ること。
- (2) マンホール、管きょ等に出入りし、またはこれらの内部で調査を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガス等の有無を、調査開始前と調査中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用防護等を常備すること。なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、監督員が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。
- (3) 調査中、酸素欠乏空気や有毒ガス等が発生した場合は、ただちに必要な措置を講ずるとともに、監督員及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずること。
- (4) 資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ交通誘導員を配置すること。

4 公衆災害防止

- (1) 調査中は、常時、調査現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の安全対策を十分講ずること。
- (2) 調査現場には、下水道管路内調査中とわかる標識を設けるとともに、夜間には十分な照明及び、保安灯を施し、通行人、車両交通等の安全の確保に努めること。
- (3) 調査個所には、交通誘導員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うこと。

- (4) 調査に伴う交通処理及び保安対策は、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。
- (5) 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を監督員に提出すること。

5 その他

- (1) 受注者は、調査にあたって、下水道施設またはガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。
- (2) 万一、事故が発生したときは、緊急連絡体制に従い、ただちに監督員及び関係官公署に報告するとともに、すみやかに必要な措置を講ずること。
- (3) 前項の通報後、受注者は事故の原因、経過及び被害内容を調査の上、その結果を書面によりただちに当市に届け出ること。

第3章 調査工

1 一般事項

- (1) 受注者は、調査計画書の調査箇所、調査順序等を定め、事前に監督員に報告したうえで調査に着手すること。
- (2) 調査にあたっては、管口を傷めないようにガイドローラ等を使用するなど、必要な防護措置を講じ、下水道施設に損害を与えないよう十分留意すること。
- (3) 調査にあたり、仮締切を必要とする場合は、監督員の承諾を得ること。この仮締め切りは、上流に溢水が起こらない構造で、かつ、調査中の安全が確保されるものとする。
- (4) 受注者は、調査にあたり、騒音規制法、振動規制法等の公害防止関係法令に定める、規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。
- (5) 監督員が事故防止危険と判断した場合は、調査の一時中止を命ずることがある。
- (6) 調査にあたり、道路その他の工作物を搬出土砂等で汚損させないこと。万一、汚損させた時は、調査終了の都度、洗浄・清掃すること。
- (7) 調査終了後は、速やかに使用機器、仮設物等を搬出し、調査箇所の清掃に努めること。

2 調査工

(1) 調査計画書

受注者は、調査にあたり、次の事項を記載した調査計画書を提出し、承諾を受けた上、着手すること。

- ① 調査概要
- ② 現場組織（職務分担、緊急連絡体制等）
- ③ 調査計画（TV カメラ、カメラ装置等使用機器、調査方法、実施工程等）
- ④ 安全計画（保安対策、有毒ガス対策等）

(2) 調査機材

調査に使用する機材は、常に点検し、整備をしておくこと。

(3) 調査時間

調査にあたり、使用制限等がある道路については、その条件を厳守すること。

(4) TV カメラによる調査

- ① 調査にあたっては、あらかじめ当該調査箇所を事前に洗浄する業者は別途発注しているため、事前に監督員と協議すること。
- ② 本管の調査は、原則として上流から下流に向け、TV カメラを移動させながら行うこと。
- ③ 本管の調査にあたっては、管種、管径、管の破損、継手部の不良、クラック、取付け管口、管のたるみ・蛇行、取付け管の突き出し、油脂の付着、木の根の侵入、侵入水等について異常の程度を確認し、全区間について撮影し、DVD 等に収録す

ること。異常個所、取付け管口等の必要箇所については、側視撮影したうえで、鮮明な画像を DVD 等に収録すること。

- ④ 本管内の異常個所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とし、正確に測定すること。
- ⑤ 取付け管部の異常個所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とする。
- ⑥ 管きょ内に異常が発見された場合は、異常個所を拡大した画像を保存するものとする。これらの撮影内容及び方法の変更は、事前に監督員と協議し、承諾を得なければならない。

3 報告書

- (1) 調査結果は、調査報告書記載要領により、報告書を作成し、提出すること。
- (2) 調査結果をテレビモニターから DVD 等に収録する場合は、一般用 DVD に収録すること。
なお、提出する DVD 及び写真には、委託名、路線名、管径等を表示すること。
- (3) 調査結果の判定基準については、下水道施設維持管理積算要領―管路施設編―（公益社団法人日本下水道協会発行）に基づくこととする。